

発議第3号

別紙のとおり脳脊髄液減少症の診断・治療の早期確立を求める意見書を提出する
ものとする。

平成24年3月16日提出

発議者 三島市議会全議員

脳脊髄液減少症の診断・治療の早期確立を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っている。

脳脊髄液減少症にかかる検査費用は本来保険適用であるが、地域によって対応が異なっていたため、平成22年4月、厚生労働省は、当該検査費用が保険の対象であることを周知徹底する通知を出した。

このことは、患者にとっては朗報であったが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）については、いまだ保険適用されず、患者及びその家族は依然として高額な医療費負担を強いられている。

平成19年度から開始された脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する調査研究事業では、平成22年8月、診断基準の作成に必要な症例数において中間目標100症例を達成し、昨年4月には「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」が発表された。

しかしながら、最終目標の250症例には至らず、研究が継続されているとは言え目処が立っていないことから、今後も引き続き収集した症例に基づく基礎データをまとめ、診断基準や治療指針の策定等を急ぐべきである。

よって、国及び政府においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立のため、下記事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 早急に脳脊髄液減少症の診断基準を定め、ブラッドパッチ療法を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立するとともに、早期に保険適用とすること。
- 2 児童生徒の場合、学校現場における事故による発症例があるため、適切な対応についての啓発及び情報提供を行なうとともに、今後の研究事業の中に18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険、学校災害共済制度の対象に速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

三 島 市 議 会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様